

議案第五三號

三朝師立保育所條例制定に付

三朝師立保育所條例を次のように定める

昭和二十八年十二月二十八日提出

三朝師長 坂出 雅



昭和廿八年三月廿九日

議長 天野 廉三



三朝町条例第 節

三朝町立保育所條例

第一條 児童福祉法（昭和二十三年法律第四號以下）と（第二十四條の規定によりニ

朝町に依り保育所を置く

三朝 保育園

三徳 保育園

第三條 保育園は法第二十四條による措置を要する児童を保育養護するを目的とする

第三條 保育園に入園する児童は満三歳より就学期までの者とする。但し特別の

事情ある者は就学児童又は二歳に満たない者であつても入園するべしとすることができる

第四條 保育園に於ける保育時間一日トフテ八時間とする。但し事情上これを得ない場

合においてはこれの限りでない

第五條 保育園に児童を入園せしめようとするものは別記様式第一號による児童保育委

託申請書を町長に提出しなすべし

第六條 前條の規定により児童保育委託申請があつたとときは町長は法第二十四條の規

定による措置を決定する

第七條 児童は必要に應じ健康診断を行ふ

第八條 児童にして保育上支障があると認められたときは休園を命じ又は退園をせよと
かゞでせよ

第九條 保育園に次の職員を置く

園長 保母 嘱託医

第十條 去第五十六條の規定による保育料の額及び徴收に付しては別に定める

附 則

一 この條例は公布の日から施行する

二 本條例の適用に因する條例(昭和二十八年三朝前條例第五號)中保育所條例は
廃止する

様式第一號

児童保育委託申請書

委託 児童	本籍地 現住所 氏名 性別 居住の始期 生年月日 申請者との続柄
児童の保育委託 許可理由	

右の者保育委託申請致します

昭和二十八年 月 日

住所

申請者氏名

職業

三朝町長 坂出 雅巳 殿